

▲中継伝送サービス契約約款

(平成20年3月27日US第702425号)

実施 平成20年3月31日

目次

第1章 総則	2
第1条 約款の適用	2
第2条 約款の変更	2
第3条 約款の公表	2
第4条 用語の定義	2
第4条の2 外国における取扱い	3
第2章 中継伝送サービスの提供区間	3
第5条 中継伝送サービスの提供区間	3
第3章 利用中止等	3
第6条 利用中止	3
第7条 利用停止	3
第7条の2 利用の一時中断	3
第4章 通信	3
第8条 通信利用の制限等	3
第5章 料金等	4
第9条 料金の設定等	4
第6章 損害賠償	4
第10条 責任の制限	4
第10条の2 免責	4
第7章 雑則	4
第11条 利用者の義務	4
別記	
1 中継伝送サービスの提供区間	5
2 協定事業者	5
附則	6

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより別記2に規定する協定事業者の契約約款で定める契約者に対して別記1に規定する提供区間に係る中継伝送サービスを提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、中継伝送サービスの利用者が特段の申出なく中継伝送サービスを利用したとき、その他中継伝送サービスの利用者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、中継伝送サービスの利用者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、中継伝送サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 中継伝送網	別記2に規定する協定事業者の契約約款に定める契約者に対して、別記1に規定する提供区間に係る通信を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 中継伝送サービス	中継伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 中継伝送通信	中継伝送サービスにおいて取り扱われる通信
6 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
7 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（別記2に掲げる者に限ります。）

8 国際電話サービス	中継伝送サービスであって、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。）を含みます。）との間で行われるもの
------------	--

（外国における取扱い）

第4条の2 国際電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める契約条件等により制限されることがあります。

第2章 中継伝送サービスの提供区間

（中継伝送サービスの提供区間）

第5条 当社は、中継伝送サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 利用中止等

（利用中止）

第6条 当社は、次の場合には中継伝送サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は中継伝送サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 第8条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第11条（利用者の義務）に違反する行為があったとき又は違反の恐れがあるとき。
- (4) 協定事業者の契約約款等に定める利用中止に該当するとき。

（利用停止）

第7条 当社は、次の場合には6か月以内で当社が定める期間、その中継伝送サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 中継伝送サービスの利用者が次のこの約款の規定に反する行為であって中継伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (2) 第11条（利用者の義務）に違反する行為があったとき又は違反の恐れがあるとき。
- (3) 協定事業者の契約約款等に定める利用停止に該当するとき。

（利用の一時中断）

第7条の2 当社は、別記2に規定する協定事業者の契約約款で定める契約者から協定事業者を経由して請求があったときは、国際電話サービスの利用の一時中断（当社の電気通信設備により国際電話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第4章 通信

（通信利用の制限等）

第8条 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

2 前項に規定するほか、中継伝送サービスの利用者は、協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る他社接続契約者回線を使用することができない場合においては、その中継伝送サービスを利用できないことがあります。

3 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

4 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、中継伝送サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第5章 料金等

(料金の設定等)

第9条 当社の中継伝送サービスの料金は、当社と協定事業者の提供区間を合わせてその中継伝送通信を受付けた協定事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

2 前項に規定する協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその中継伝送通信に係る債権を当社以外の電気通信事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第10条 中継伝送サービスに係る損害賠償の取扱いについては、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

(免責)

第10条の2 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

(利用者の義務)

第11条 中継伝送サービスの利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 中継伝送サービスの利用者が中継伝送サービスを利用することにより、技術上、保守上又は中継伝送サービスの品質確保に支障が生じる行為（当社が判断したものに限りません）を行わないこと。
- (2) 中継伝送サービスを不正に利用し、又は利用しようとししないこと。
- (3) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為を行わないこと。
- (4) 中継伝送サービスの提供に支障をきたす行為を行わないこと。
- (5) 前4号のほか、当社が不相当と判断する行為を行わないこと。

別記

1 中継伝送サービスの提供区間

当社は、別記2に規定する協定事業者の相互接続点相互間及び協定事業者の相互接続点と外国との間において中継伝送サービスを提供します。

2 協定事業者

事業者の名称	関係する契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	L A N型通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款
	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	L A N型通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款
	I P 通信網サービス契約約款

附 則（平成20年3月27日US第702425号）

（実施期日）

この約款は、平成20年3月31日から実施します。

附 則（平成24年8月29日VVサ第200392号）

（実施期日）

この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

附 則（平成25年11月22日NSク第300210号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成26年11月27日VVサ第400515号）

（実施期日）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成27年7月24日 VVサ第00000788号）

（実施期日）

この改正規定は、平成27年7月27日から実施します。

附 則（平成29年1月22日 NSク第00136145号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。

附 則（令和2年2月27日 NSク第00609824号）

（実施期日）

この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。